

## 私を魅了するトレッキング

私はトレッキングを始めて20年以上になります。もともと、雄大な自然を眺めながらぶらぶら歩くのが好きで、本格的に始めたのは、ニュージーランド南島に位置するテカポ湖をトレッキングしたのがきっかけでした。トレッキングは、自然と一体になりながら健康的な運動を楽しむことができる素晴らしいアクティビティです。今回は、私はずっと夢中になり続けているトレッキングの魅力について書いていきたいと思います。

### 経営者としての資質を高める

なぜ、トレッキングが好きなのか？  
トレッキングは、経営者として大切な資質や健康づくりができると私は思うからです。経営者という立場上、緊張感をもって仕事に取り組んでおり、日頃からストレス対策や脱力をして、切り替えるようにしていますが、意外と切り替えができていないのかもしれない。しかし、自然の中で過ごすことで、日常の喧騒から離れ、リラックスでき心が落ち着きます。一步一步進むことで、自己と向き合い、内面的な充実感を得ることができます。仕事のことを考えながら登ることもしょっちゅうですが、意外と良いアイデアが生まれるんです。たまに友人と一緒に歩くのですが、事業や法律の相談を受けながら、普段できない話が長時間でき、

信頼関係も生まれます。

### 事業成長につながる健康づくり

健康づくりという面では、心肺機能の向上や筋力アップに役立ちます。特に不整地を歩くことで、バランス感覚や、柔軟性も鍛えられます。「加齢は足腰から」と言われますが、経営者としていつまでも若く、現場で采配をするためにも、この持久力から生み出される集中力や判断力は有効なものではないでしょうか。

トレッキングが好きな私ですが、実は高所恐怖症で虫は大の苦手です。ちょっとした崖をみると命の危険を感じます。仕事の責任や重圧、ちょっとした判断で大きく結果が変わってしまう経営者としての立場。だからこそ、判断力や危機管理能力なども養っておく必要があります。これからもトレッキングを通じて、経営者として成長していきたいと思います。

代表弁護士 和氣 良浩

### あなたの妻又は夫が「相続人」になる理由、言えますか？

人は誰も死を迎えます。死亡後、亡くなった方の財産は、どうなるのでしょうか。この点につき、日本では、法律に基づく相続制度が用意されており、法律の定めた「特定の地位にある者」に被相続人（亡くなった方）の財産上の地位を包括的に承継させる方法が採用されています。ここでいう「特定の

地位のある者」には、亡くなった方の「配偶者」が含まれるとされています。

### 「配偶者相続人」という資格は当たり前とはいえない

もっとも、配偶者が相続人になることは、当たり前だと断言できるでしょうか。「法律に書いてあるから、当然ではないか」といった形式的な理由だけでは、この先、もし法律が変わった場合に説明することができなくなります。そもそも、配偶者が法定相続人にならない国や、もっといえば相続制度自体が存在しない国があったとしても、直ちにおかしいと指摘できるものではありません。

反対に、お世話になった妻や夫に対し、法律で定められている割合以上の相続権を取得させたいと考える方もいるかもしれません。そうした方にとっては、法律が定める配偶者の法定相続分（例えば、子がいる場合における2分の1という割合）は「少なすぎる」と感じるだろうと思います。

いずれにせよ、日本では、自分の財産を配偶者にどのように遺すかに関して、法律が一定の制約を課しています。たとえば遺言をつくったからといって、すべてを思うままにコントロールできるわけではありません。なぜそのような法律・制度になっているかについて具体的に考えてみると、面白いかもしれません。

パートナー弁護士 笹野 皓平

## 「NO.1」の落とし穴にご注意を。

モノやサービスがあふれている現代社会において、あなたの選ぶ基準は何ですか。私は、買った後に後悔したくないため、ついつい「売上No.1」などの表示がある商品を手にとってしまいますが、買った後はいつも、この表示を信じてよかったのかと一抹の不安がよぎります。そこで、今回は、このような不安を解消するために、「No.1」表示の法規制について調べてみました。

### 「NO.1」表示と景品表示法

不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）は、一般消費者に商品・サービスの品質や価格について、実際のもの等より著しく優良又は有利であると誤認される表示（不当表示）を禁止しています。そして、これらのNo.1表示も、その表示に合理的な根拠がない場合は、不当表示として、景品表示法上問題となります。

この点に関し、公正取引委員会は、No.1表示が不当表示とならないためには、①客観的な調査に基づいて、②調査結果を正確かつ適正に引用する必要があるとしています。①に関しては、調査対象者の無作為性や調査対象数、調査方法の公平性などに基づいて判断され、②に関しては、①の調査結果に関し、商品等の範囲、地理的範囲及び調査期間や時点を明りょうに表示し、調査の出典を明らかにすることが望ましいとされています（公正取引委員会「No.1表示に関する実態調査報告書」（平成20年6月13日））。

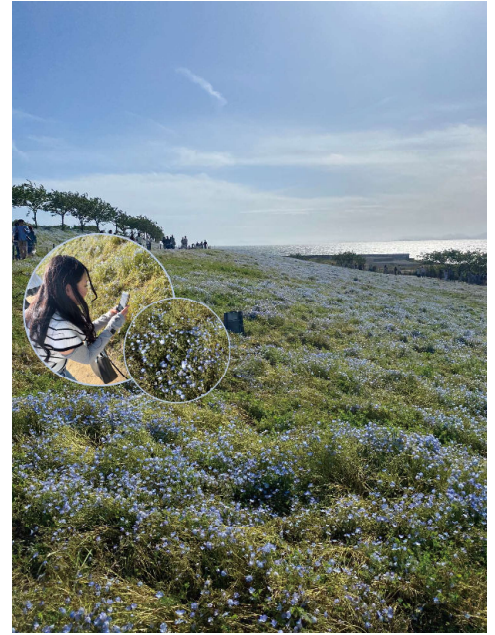
以上によりますと、例えば「地域No.1」「〇年連続No.1」とだけ表示されている場合は、その地域の地理的範囲や、調査期間の始期及び終期が明確でないため、不当表示と評価される可能性が高いということですね。私もこれまでは「No.1」ばかりに気を取られていたので、今後は、その根拠・範囲についても注意して確認していきたいところです。

消費者庁は、近年、客観的な調査に基づかないNo.1表示が多く見られることを問題視し、今年3月に、この問題について実態調査を行い今年の秋頃に調査結果を公表する予定であると発表しました。また、近時は、根拠の乏しいNo.1表示をしている事業者に対して、措置命令が下される事例も増えてきているようです。今年の10月1日には、改正景品表示法が施行されますが、No.1表示に関する今後の動向についても、一消費者として注目していきたいと思っています。

弁護士 山中 あい

来年は4月に行ってリベンジしたいです！

アシスタント 井本 莉穂



## NEWS

お知らせ

### お盆期間中の休業について

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
			→	8/9 営業	10 休業	11 山の日 休業
12 振替休日 休業	13 休業	14 休業	15 休業	16 営業	17 休業	18 休業
19 営業	→					

お盆期間中は、上記の通りお休みとさせていただきます。期間中にいただいたご連絡・お問い合わせについては、8月16日（金）以降、順次対応させていただきます。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### GWにネモフィラを見に行きました。

GWに大阪まいしまシーサイドパークで開催されていたネモフィラ祭りに行きました。事前にインターネット等で青いネモフィラの花がじゅうたんのよう広がっている画像を見ていたので、とても楽しみにしていました。しかし、時期が遅かったようで、青い花より緑の草の方が多いような気がしました。せっかく来たので、何とか青い花が密集している場所を探し、いい感じに見えるように写真を撮りました。

CORPORATE SITE



SERVICE SITE



弁護士法人ブライト

0120-929-739

【受付時間】平日9:00-18:00

MAIL



LINE

